辛亥革命期上海の中英債權債務處理紛爭

——一九一〇年「ゴム株式恐慌」後の民事訴訟事例分析——

本野英一

一　「ゴム株式恐慌」の發生と清朝政府當局の對應
二　イギリス領事館と上海道臺の債權債務處理交涉
三　陳逸卿の債務に關連する訴訟
四　「華的（J. A. Wattie）對戴嘉寶、正元、兆康、謙余錢莊事件」
五　結びにかえて

清代中國の社會經濟秩序は、ある地域の特定經濟活動を牛耳る同鄕團體がその構成員のみからの稅徵集を請負う見返りに、地方政府が彼らを擁護することで維持されて來た。この經濟秩序は太平天國の亂鎭壓後に再建され、一時は在華外國商社の國內流通機構支配を挫くことに成功したが、一八八〇年代を境に急速に瓦解に向かった。原因は、在華外國企業の事業活動に協力することで同鄕團體の組織統制から脫し、剩え「不平等條約」特權に與って財產保護を圖る中國人人脈組織が發展したからである。この中國人人脈組織を便宜上「親英商業ネットワーク」と呼ぶ。

「親英商業ネットワーク」の持續的發展を可能にした「不平等條約」特權は二つしかない。一つは中英天津條約第二十八條及び附屬關稅規則第七條で定められた輸出子口半稅特權であり、いま一つは株主の有限責任制規定を含む香港會社法

令に依據したイギリス籍會社登記制度である。この二つの「不平等條約特權」に同時に依據した「親英商業ネットワーク」は、在華外國企業が條約港租界に設立した工場の資本調達、經營と原料購入に協力する官僚、買辦、地主によって構成されていた。下關講和條約を契機に全外國企業がこぞってこの二つの「不平等條約」特權を利用して自分達に協力する中國人を引き附けるようになった結果、有力同鄉團體による國內流通機構支配體制は解體の瀨戸際に立たされた。

清朝中央政府は「親英商業ネットワーク」擴大を阻止すべく、張謇の大生紗廠の成功から教訓を得て、外國商人の內地雜居を禁止して農村市場での輸出子口半稅證明書（三聯單）の效力を奪うことに成功した。さらに袁世凱政權下での釐金制度改革により、江蘇省での輸出子口半稅特權の效力を削減していくことに成功した。しかし、清末民初の中國當局者は、株主の有限責任制規定を無效にすることが出來なかった。中國商人が萬一事業に失敗した場合でも全財產を失わずに濟む法的保證として清朝中央政府が發布した破產律は、國內金融業者の激しい反對によって一九〇六年撤回を餘儀無くされたからである。(1) ところが翌年から中國全土で荒れ狂った經濟恐慌により、彼らは自らの資產を守るべき私法體系を持ち得ぬまま、混亂の坩堝に投げ込まれることになった。

本稿はかかる時代認識に基づき、二〇世紀初頭に起こった一連の經濟恐慌中、最も有名な一九一〇年上海「ゴム株式恐慌」を取り上げ、これが引き起こした經濟混亂狀況の一端を解明しようとする試みである。考察對象としたのは「ゴム株式恐慌」後に在華外國企業と中國商人、錢莊が互いを相手取って起こした幾つかの民事訴訟である。(2)「ゴム株式恐慌」を考察對象とした先行研究は少なくないが、その大半はこれを、辛亥革命の一背景としてしか扱っていない。(3) 從って、恐慌發生過程に比べて恐慌發生後に何が問題とされていたかは猶十分解明されていない。(4)

アロー戰爭以來、在華外國企業並びに彼らと雇傭取引關係を有する中國人にとって最大の關心事は一貫して債權債務處理であり、「ゴム株式恐慌」後も例外ではなかった。この時の債權債務處理に大きな影響を與えていたのは、一八八三年恐慌後に爭われた「老沙遜洋行（David Sassoon Sons & Co.）對陳蔭堂・茫德盛事件」である。(5)

この事件の爭點は、在華外國企業から債務不履行で訴えられた買辦の保證人の債務保證責任の意味である。被告側が主張したのは、中國の保證人制度には「督促責任」と「支拂い責任」という二つの範疇があり、前者は債務者に債務返濟のためあらゆる便宜を圖るが自らの財産を辨濟に充てる義務はなく、後者は保證人自らの財産によって債務者の債務を代理返濟するというものであった。そして保證人契約書に「賠償」、「代賠」という用語が明記されていない限り、債務保證人には「支拂い責任」がないというものであった。(6)

保證人の「督促責任」概念は、「ゴム株式恐慌」直後の清朝地方官の行動に新たな光を當てることを可能にする。彼らの行動を菊池貴晴の先驅的業績は次のように說明している。すなわち上海道臺蔡乃煌とその後任者は、外國銀行團から恐慌救濟資金として三五〇萬兩の緊急融資を受けながら外國企業・銀行側の理解に反して外國企業保有の莊票全ての兌換に應じなかった。同時に彼らは恐慌を引き起こした正元、謙余、兆康錢莊の債務者から假借ない取り立てを行なったのに對し、この三錢莊に對する債權の方は多く不問に附していたと。(7) この一見不可解な行動を「督促責任」と「支拂い責任」という二つの概念の對立によって說明することが第一の課題である。

次に保證人が擧って「督促責任」の範圍内でしか行動しなくなった場合、債務者となった中國人、そして在華外國人及び中國人債權者は如何なる對應を迫られたのか。この問題を明らかにすることが第二の課題である。このような債務支拂い責任をめぐる中國側とイギリス側の相對立する觀念が並存していたのが上海租界とその周邊地域である。このような制度上の矛盾を利用して最も利益を得ていたのは、西洋や日本に留學するか、香港や租界で教育を受けたことで資本主義社會の價値觀と行動樣式に通じた新しいタイプの中國人であった。『ノース・チャイナ・ヘラルド』はその社說の中で彼らを「英語を話す中國人」と呼んでいる。(8) 彼らは狀況に應じて資本主義社會の法制度と中國社會の慣習を巧みに使い分けてその財産保全を守っていた。然らば「ゴム株式恐慌」直後の上海租界の場合、その具體例は誰であったか。それが中國社會に如何なる衝擊を與えていたのか。これが第三の課題である。

一　「ゴム株式恐慌」の發生と清朝政府當局の對應

周知のように「ゴム株式恐慌」は一九一〇年七月二一日、正元錢莊出資者（以下「股東」と略）にして、アメリカ商社茂和洋行（Hugo, Reiss & Co.）・新旗昌洋行（Shewan Tomes & Co.）買辦を兼ねる陳逸卿の東南アジアゴム株式投機活動に資金を提供していた正元、謙余、兆康錢莊の取引停止によって勃發した。上海道臺蔡乃煌は、會審衙門の寶子觀會審官とイギリス側補佐人、ガースティン（C. F. Garstin）に對し、三錢莊の經營者（以下「經理」と略）及び陳逸卿を含む股東の身柄拘束と關係書類の押收を指示した。事態はこの閒にも惡化の一途を辿り、上記三錢莊に續き森源、會大、協大、晉大錢莊が取引停止に陷った。ここに蔡道臺は、二三日外事辦公處で上海錢業公會、外國銀行、和明公所、上海總商會代表と協議の末、兩江總督、北京政府の承認を受けて外國銀行に金融市場緩和のための緊急融資要請を決定した。(9)

蔡乃煌と會審衙門が三錢莊關係者の資產押收に着手した時には、既に多くの債權者が陳逸卿の資產を持ち去った後だった。殘された陳逸卿の資產を確保する爲に、會審衙門は陳の二人の妾の身柄を拘束し、彼女達の寶石を差し押さえ、住居を封鎖した。(10)この措置は、上海縣知縣及び閘北の保甲を動員した大掛かりなものであり、また彼らによる三錢莊債權の肩代わり回收も、半年毎の決濟という上海金融業界の慣習を無視し、債務者に十日以內の負債償還を命じるという強硬なものであった。(11)

この一連の捜査で浮かび上がったのが、輸入商品卸賣り問屋、寶康洋貨行の主人にして、イギリス商人ワッティー（James Alexander Wattie）の經營する永年人壽保險公司（China Mutual Life Insurance Company）の買辦を兼ねていた戴嘉寶である。蔡道臺は、倒產した三錢莊に對する多額の債務不履行の容疑で戴嘉寶の逮捕を會審衙門に指示し、彼の身柄も會審衙門に收監され、訊問の時だけ道臺の衙門に護送された。(12)

ところが陳逸卿と戴嘉寶に對する蔡道臺の取り調べにはアメリカ側補佐人（assessor）、ジェイムソン（J. P. Jameson）

が異義を唱えた。正元錢莊の負債總額三四〇餘萬兩中、陳逸卿個人のそれが一一〇餘萬兩に達しており、その償還に當って在華外國人債權者を優先させようという思惑が働いたためである。[13] 蔡道臺は陳と戴の隱し財産の有無を明らかにするため二人の徹底的な取り調べを主張したが、アメリカ側の反對は強かった。結局妥協として蔡道臺自身による取り調べは續行するものの、彼が入手した證據物件は會審衙門での裁判では證據として採用されないことになった。陳逸卿と戴嘉寶の身柄拘束と取り調べをめぐる列國領事團と上海道臺の對立は、その後に起こった民事訴訟に重大な影響を及ぼすことになる。

陳逸卿は負債を償還する用意があるという理由で、八月二〇日から二一日にかけて二人の妾共々假釋放された。しかし、陳逸卿が協力を當てにしていたジャーディン・マセソン商會のパートナー（氏名不詳）は既に歸國していたため、それも適わず彼は再び會審衙門に收監された。[14] 假釋放中に彼等が何をしていたかはわからない。一見些細ではあるが、この假釋放の意味は重大だったと思われる。なぜなら蔡乃煌並びに後任の劉襄孫道臺がその後に行なった捜査はもとより、在華イギリス商社が彼を相手取って會審衙門に起こした裁判の審理でも、陳逸卿の資産と負債の全體像は遂に明らかにされなかったからである。さらに、蔡道臺等の嚴しい取り立てにもかかわらず、正元、謙余、兆康錢莊の債權は三〇餘萬兩程が年末までに回收されたに過ぎず、總額七百萬兩に達すると試算された負債總額の償還には程遠い金額であった。[15]

このように、金融恐慌を引き起こした張本人等の資産のみでの負債全額償還が實現困難な以上、公的資金によって金融緩和を圖らなければならなくなる。このことは蔡乃煌も十分理解しており、[16] 前述のように、兩江總督張人駿と連名で外國銀行からの緊急融資を仰ぐことの許可を清朝中央政府に電報で願い出た。[17]

清朝中央政府はこの提案に乘り氣でなかった。[18] しかし上海側にはこうした逡巡を許す餘裕がなく、香港上海銀行が主導する列國銀行團は外交ルートを通して緊急融資を許可する上諭の發令を急がせた。こうした壓力の結果、清朝中央政府は、七月二八日、列國銀行團から三五〇萬兩の資金融資を受け、これを中國商人に期限五年、年利四%で貸し付け、被害

を最小限に食い止めよとの上諭を發布した。(19) 蔡道臺は、寶子觀、イギリス正副領事、和明公所（在華外國商人の商業會議所）、上海總商會代表と協議の結果、上諭の原本が到着すると同時に緊急融資契約に正式に調印し、列國銀行團が用立てた資金三五〇萬兩は蔡道臺に引き渡された。(20)

ところが契約調印後、列國銀行團と蔡乃煌道臺との間で、契約條件をめぐる意見の相違が表面化した。列國銀行團側の理解では、蔡道臺はこの緊急融資によって得た資金全額を外國企業・銀行が保有する不渡り莊票の換金に充てる筈であった。しかるに、蔡道臺が現金化に應じたのは正元、兆康、謙余錢莊が發行した額面合計一四〇萬兩（正確には一、三九九、五二九・四一兩）分のみで、融資資金の殘額は様々な錢莊に高利で融資し、倒産した他の錢莊が發行した莊票は全く現金化されなかったからである。(21)

このような齟齬が生じた理由は、緊急融資契約第一條の文面の作成過程並びに中國側の政治的理由に基づく、第一條後半部分の解釋の違いにあった。契約書第一條の原文は次の通りである。

以上〔香港上海銀行他〕各〔外國〕銀行は道臺に融資を願い、道臺も各銀行に上海規元建てで三百五十萬兩の融資を〔受けることを〕願う。此の借款の返濟は、均しく上海規元建てで計算し、上海で支拂う。此の借款は、各銀行が保有する倒閉した正元、謙余、兆康三莊〔發行の〕莊票を、まず前例に從って〔上海總〕商會に送りつけて清算させた後、邵琴濤、福開森〔J. C. Ferguson〕君が〔上海〕道臺の代理としてこれを監査し、〔融資された資金の中から〕合計銀壹百三十九萬九千五百二十九兩四錢一分で先に拂い戻しを行い、再ねて各銀行各洋行が保有しながら未に兌換されていない各莊票を、以上〔に名を記した〕各錢莊及びその他各錢莊に命じて速やかに額面とおり支拂わせ、これと並行して市況を維持し、人心を安定させることに務める。(22)

この契約條文の中で問題となったのは傍線部分である。原文を虚心坦懐に讀めば確かに譯文の様な意味となり、列國銀行團から融資を受けた上海道臺が莊票の兌換の肩代わりを意味するものではない。(23) だがイギリス領事館はこれと對立する

解釋をしていた。というのも、香港上海銀行代理人が蔡乃煌道臺と兩江總督顧問ファーガソン（J. C. Ferguson）同席の下でこの融資契約書を作成した際、蔡道臺は融資資金を契約書に明記された三錢莊發行の莊票のみならず、他の倒産錢莊が發行した莊票の兌換に充てると理解していたからである。[24] ところが契約調印から二週間も經ずして蔡道臺は突然、書面でこの解釋を否定してきたというのである。[25] そしてそれ以來、蔡乃煌及び彼の後任者は一致して、三錢莊發行の莊票以外の兌換請求については、これを發行した錢莊に對する督促以外の協力を拒否するようになった。

蔡乃煌の態度變更には三つ理由がある。まず彼と張人駿が、緊急融資の裁可を直接朝廷に仰いだことに國家財政を擔當する度支部が反發したからである。[26] 第二の理由は、蔡乃煌が倒産した三錢莊の債權だけは容赦なく取り立てながら、三錢莊の中國企業、官僚に對する債務償還の多くを不問に附していたことに川路公司高官、一部中國商人團體が反發したからである。[27] そして第三の理由は、列國銀行團からの緊急融資を受けたこと自體に對する江蘇省諮議局の批判である。江蘇省諮議局の楊廷禎が行なった彈劾演說によれば、「商人の商人に對する債務返濟」を國家が外國銀行からの借款で補塡する行爲は、一步間違えば國家資產を外國銀行に差し押さえられる危險を伴うものであり、このような解決方法は例がない。本來外國企業が保有する莊票は、これを發行した錢莊が全責任を持って兌換するべきであり、それ故楊廷禎は兩江總督と江蘇巡撫に對し、今回の措置はあくまで例外であり、二度と繰り返さないと確約するよう迫っている。[28] 楊廷禎の指摘通り、多くの中國人は清朝地方官が列國銀行團から融資を受けて外國企業保有の莊票の兌換を保證することを「賠償責任」行爲であると認識していた。そしてそのしわ寄せが稅負擔增となって自分達に及ぶと察知し、激しく反發したのである。[29]

こうした世論の批判をかわすために清朝政府が取り得た手段は、蔡乃煌の罷免、彼が錢莊業者に融資していた緊急融資資金の急遽回收、そして正元、兆康、謙余錢莊を筆頭とする倒産錢莊關係者とその債務者からの假借ない債權回收しかなかった。これが源豐潤の倒産や上海總商會獨自の資產を擔保とした融資につながったことは先行研究が一致して指摘している通りである。

二　イギリス領事館と上海道臺の債權債務處理交涉

それでは、當時の外國企業は倒産した錢莊に對してどれだけの債權を有していたのだろうか。イギリス領事館が一九一〇年段階でまとめた外國企業の債權規模を表示したのが**表1**である。[30] **表1**に示された莊票中チャータード銀行が保有する元豐、協大錢莊發行の莊票、老公茂洋行（Ilbert & Co.）保有の正元錢莊發行莊票、新沙遜洋行（E. D. Sassoon & Co.）保有の兆康、正元錢莊莊票を筆頭に晉大、會大、謙余、源利、森源錢莊發行の錢莊が様々な外國企業から香港上海銀行、イギリス總領事館經由で劉襄孫道臺の下に送られた。[31] しかし、引き渡された莊票は恐慌から半年後になっても一枚も現金化されなかった。張人駿總督、劉襄孫道臺、そして寶子覲會審官は、各錢莊經理股東の逮捕と彼らからの負債償還の約束取り付け、資產差し押えを嚴命したと報じられている。[32] だがそれはうわべだけにすぎなかった。

なぜなら彼等は倒產した錢莊の經營實態、資產、債務を全く把握していなかったからである。[33] たとえ會審衙門が強引な取り立てを行なったとしても、これに抵抗し、逃亡、僞裝倒產、外國人を煽って介入させる股東は少なくなかった。[34]

一九一〇年年末迄に會審衙門が身柄を確保し、負債償還を約束させていた錢莊とその股東は**表2**が示す通り、數える程しかいなかった。上海イギリス領事館の報告書には他に逃亡中の股東として、Tung Shen-fu（源利、晉大錢莊股東）、周友蘭（森源錢莊經理）、Wu Chi-jung（元豐錢莊股東）、陳換之（元豐錢莊股東）、唐靜波（兆康錢莊、元豐錢莊股東）、陳德培（源利錢莊股東）の名が記されている。[35] 特に注目すべきは唐靜波と陳德培である。[36] 二人はポルトガル國籍を取得してマカオに逃亡しており、唐靜波の資產は唐紹儀によって匿われていたという。

こうした事情から外國企業に對する債務償還が部分的にせよ實現したのは源利錢莊のみである。同錢莊が債權者の一つである源利洋行（Shaw Tweed & Co.）に宛てた書簡及び同錢莊の破產廣告によれば、同錢莊預金者が債權を部分的に放棄することで最終損失額を一六～一八萬兩と見積もり、股東に辨濟させることで合意した。源利錢莊の五名の股東中三

晋大錢莊	会大錢莊	森源錢莊	正元錢莊	兆康錢莊	謙余錢莊	外国企業別債権総額
0	1,005	0	0	0	0	1,005
0	0	100,000	0	0	0	100,000
0	0	0	154	1,876	0	2,030
0	0	0	8,243	0	0	8,243
0	0	0	2,149	3,285	0	5,434
0	0	0	10,033	0	0	10,033
5,220	4,000	0	2,365	13,598	0	25,183
0	0	120,000	20,000	0	0	208,730
0	0	0	0	735	0	735
0	0	0	0	450	0	450
0	200	0	0	0	0	200
0	3,410	780	0	0	0	4,190
0	0	0	0	1,090	0	1,090
0	0	0	102,000	102,000	100,000	504,000
0	0	228,870	0	0	0	228,870
10,200	0	0	0	0	0	49,310
0	0	0	0	0	0	2,859
0	802	0	0	0	559	1,361
0	597	0	0	0	0	3,128
850	3,080	0	2,600	0	0	9,819
0	2,535	0	0	0	0	2,535
0	0	0	0	0	0	840
0	263	0	0	0	0	263
0	0	6,561	0	0	0	50,954
16,270	15,892	456,211	147,544	123,034	100,559	1,221,262

No. 97 to Peking, General Series, 1910 ＊は非イギリス系在華外國企業

名を占める席一家は、合股の原則に基づき出資額に應じて債務を辨濟した後、保有する資産を上海錢業公會董事永豐錢莊に預け、負債の七〇%を返濟した。しかし殘る二人の股東はマカオに逃亡し、源利錢莊は殘額を返濟出來ぬまま倒産した。(37)

源利錢莊の場合はあくまで例外に過ぎない。というのも他の錢莊の股東は、寶子觀會審官と互いに氣脈を通じあっていたからである。フレイザー總領事によれば、彼らは逮捕後も會審衙門の牢獄を自由に出入りしていたし、寶子觀は正元、謙余、兆康錢莊股東の名前すら碌に知らず、さらには預っていた莊票の一部を「古くなっている」という理由で發行元の錢莊に返却していた程だったからである。(38)

かくて外國企業保有の莊票は一四〇萬兩分を除いて一枚も兌換されぬまま、倒産した正元、兆康、謙余錢莊の資産は上海總商會の管轄下に置かれてしまった。(39) 事態を危惧したフレイザーは、劉襄孫道臺に對して外國企業が保有する莊票を緊急融資殘高で現金化するよう再度要求するとともに、陳逸卿・戴嘉寶の資産狀況、特に外國人

表1：外國企業の債權總額（1910年年末段階）

	源利錢莊	德源錢莊	源吉錢莊	元豐錢莊
W. Hewett & Co.	0	0	0	0
G. Reiss & Co.	0	0	0	0
Jones Bros.	0	0	0	0
Ilbert & Co.	0	0	0	0
E.D. Sassoon & Co.	0	0	0	0
Brunner. Mond	0	0	Shaw Tweed & Co.	0
D. Sassoon & Co.,	0	0	0	0
Bisset & Co.	17,730	0	0	51,000
Maitland & Co.	0	0	0	0
*Frazer & Co.	0	0	0	0
Alex. Ross & Co.,	0	0	0	0
*Rohde & Co.	0	0	0	0
S. J. David & Co.,	0	0	0	0
China Mutual Insurance Company	0	100,000	100,000	0
Barlow & Co.	0	0	0	0
Shaw Tweed & Co.	39,110	0	0	0
*Ullmann & Co.	0	0	0	2,859
Fearon Daniel & Co.	0	0	0	0
Chartered Bank	0	0	0	2,531
Butterfield & Swire	0	0	0	3,289
*Ebbeke & Co.	0	0	0	0
*Schaar & Wortmann	0	0	0	840
R. Haworth & Co.	0	0	0	0
Shewan Tomes & Co.	16,860	0	0	27,533
錢莊別債務総額	73,700	100,000	100,000	88,052

出典：FO228/2506 Enclosure No. 11 in Consul-General Warren's Despatch

が抵當權を有する資産の保存状況を問い合わせた。(40) しかし劉襄孫は緊急融資契約第一條後半部分の字義通りの解釋に固執し、外國企業保有の莊票兌換は、あくまでこれを發行した錢莊の經理股東が自己の責任において行なうべきであるという主張を崩さなかった。(41)

兩者の對立が最も尖鋭化したのが、會審衙門の獄中にある陳逸卿、戴嘉寶の身柄引き渡し問題である。フレイザー總領事並びに列國領事側は、二人の資産は外國企業の債權回收に優先的に充當されるべきだと考えており、それ故恐慌勃發以來二人の身柄引き渡しには絶對に應じなかった。(42) これに對して蔡乃煌、劉襄孫等は、二人の資産はもとより倒産した錢莊の全資産を全債權者に對して公平に分配すべきであるとの立場に立ち、二人の身柄引き渡しを要求して譲らなかった。この對立の結果、劉襄孫は陳逸卿と戴嘉寶の資産目錄を遂に公開出來なかった。(43) 兩者が一致したのは、正元、兆康、謙余三錢莊の經理股東の資産を可能な限り差し押さえ、その目錄を作成公開することだけだった。かかる狀況下で三錢莊の資産を管理し、その莊票の兌換に最終的な責任を擔わされた

表2：1910年年末に會審衙門が逮捕した陳逸卿，戴嘉寶以外の錢莊の股東

錢莊名	股東の氏名、所属先身分
源利錢莊	席縉華、席立功
元豊錢莊	陸運生、唐晉齋、袁錦齋（晋大錢莊董事兼任）
謙余錢莊	陸達生

出典：FO228/2506 Enclosure No. 9 in Consul-General Warren's Despatch No. 97, Dec. 12, 1910 及び『申報』の諸記事

表3：上海錢業公會が保管管理していた正元，兆康，謙余錢莊の資産内譯

正元錢莊資産	金額（Tls.）		金額（Tls.）
莊票建て資産（本票存款）	3,467,300		
道台が保管する現金（道署現銀）	143,300		
中国通商銀行が保管する現金（通商銀行現銀）	49,478		
道台が保管する莊票，不動産証書，有価証券（道署期票用単契券等項）	492,000		金額（Tls.）
合計	4,152,078	現金のみの合計	192,778
兆康錢莊資産	金額（Tls.）		
莊票建て資産（本票存款）	1,934,900		
道台が保管する現金（道署現銀）	203,500		
中国通商銀行が保管する現金（通商銀行現銀）	14,700		
道台が保管する莊票，不動産証書，有価証券（道署期票用単契券等項）	219,200		金額（Tls.）
合計	2,372,300	現金のみの合計	218,200
謙余錢莊資産	金額（Tls.）		金額（Tls.）
莊票建て資産（本票存款）	554,500		
道台が保管する現金（道署現銀）	66,600		
中国通商銀行が保管する現金（通商銀行現銀）	1,000		
道台が保管する莊票，不動産証書，有価証券（道署期票用単契券等項）	51,700		
道台が保管する正元錢莊発行の莊票（道署正元錢莊本票）	300,000		
合計	973,800	現金のみの合計	52,700
資産総額	7,498,178	現金のみの合計	463,678

出典：FO228/2807 Enclosure Mr. Fraser's No. 20 of Feb. 28, 1911; FO228/1812 Chinese Enclosure No. 4 of 1911

のは、イギリス側から資産着服の疑いをかけられていた上海總商會ではなく、上海錢業公會であった。(44) 彼らが作成した三錢莊の資産目錄が**表3**である。

表3に示された三錢莊資産の名目總額は、**表1**はもとより七百萬兩に達すると試算された負債總額を遙かに上回る。しかしこれはあくまで莊票、株式、不動産證書等の額面價値がそのまま通用すると假定しての話である。(45) 資産管理を任された上海錢業公會にも、押収した莊票及び他の有價證券の現金化をどう進めればよいのか處置に困る點があったらしい。そのため彼らは正元、兆康、謙余錢莊の經理を保證人を立て、嚴重な監視附きで假釋放し、債務償還問題に協力させることをフレイザー總領事を介して劉道臺に提案し

た。(46)

劉襄孫は當初この提案を拒否していた。しかし、一九一一年四月末に上海錢業公會が三錢莊發行の債權者に手持ちの莊票の提出登記を呼び掛けた後も債務償還作業が一向に捗らなかったことから徐々に態度を軟化させた。(47) まず會審衙門に命じて三錢莊の股東經理を一律に召還させ、債權者債務者雙方の證據證言を集めさせた後、三錢莊の負債を公平に扱うことを條件に、上海總商會の董事、沈縵雲、邵琴濤、陳潤夫等を保證人に立てて五月から八月にかけて彼らを假釋放した。(48) その結果、上海錢業公會による三錢莊の債務償還問題は、正元錢莊發行莊票は額面の六%、兆康錢莊の莊票は額面の一二%、謙余錢莊のそれは額面一一%で上海錢業公會が買い取ることが八月八日に新聞廣告で通知されて決着した。(49) しかし、莊票の買い取り率の低さが暗示するように、債權者がこの措置に納得していなかったことは疑いない。なぜならこの廣告が公になった後、列國領事團は今度は革命によって權力を掌握した上海都督陳其美、袁世凱と交涉を續け、遂に外國企業が保有する莊票の額面通りの兌換に成功するからである。(50)

會審衙門はこれと前後して、フレイザー總領事の勸めに從って外國企業が起こした錢莊を相手取った比較的小規模な金額の債務不履行事件の審理も行なった。**表1**に記された債務金額の小規模な事件もしくは非イギリス系企業が持ち込んだ債務訴訟はこの時期に處理されたらしい。これらを除外し、一九一一年四月の時點でイギリス領事館が掌握していたイギリス系企業保有の不良債權一覽が**表4**である。この中で、史料によってその輪郭がある程度復元出來るのは、以下の民事訴訟である。

(1)「新旗昌洋行（Shewan Tomes & Co.）對源利錢莊事件」

この事件は、倒產した源利錢莊の股東中、マカオに逃亡した唐靜波、並びに會審衙門に一旦は身柄を拘束されながらその後消息不明となった陸運生、唐晉齋を相手取って起こされた訴訟である。會審衙門がいくら出廷を命じても被告はこれに應じようとせず、上海道臺、兩江總督を介してポルトガル領事に唐靜波の逮捕引渡しを要請しても、實現の見込みが立

元代錢莊	会大錢莊	森源錢莊	正元錢莊	兆康錢莊	謙余錢莊	外国企業別債権総額
0	0	0	102,000	102,000	100,000	504,000
0	0	228,870	0	0	0	228,870
0	0	0	0	0	0	38,938
0	488	0	0	0	559	1,047
0	603	0	0	0	0	603
0	0	0	0	0	0	10,800
0	0	0	152	1,876	0	2,028
0	0	0	8,243	0	0	8,243
0	0	0	3,149	3,285	0	6,434
0	0	0	10,033	0	0	10,033
0	0	0	2,365	2,738	0	18,589
600	0	40,000	20,000	0	0	124,912
0	481	7,748	0	0	0	8,229
0	0	0	0	1,090	0	1,090
0	0	0	0	735	0	735
0	0	2,586	0	0	0	38,101
600	1,572	279,204	145,942	111,724	100,559	1,002,652

たなかった。結局、一九一一年七月になって原告側が莊票決濟が複雜であることを申し立て、審理は無期延期となった。(51)

(2)「長利洋行（Bisset & Co.）、源利洋行（Shaw Tweed & Co.）對元豐、晉大、協大、源利錢莊事件」

原告は元豐錢莊の吳基榮、晉大錢莊の經理袁錦齋、協大錢莊の經理戚永森等を債務不履行で會審衙門に告訴した。原告側の要求は、源利洋行が袁錦齋に對して六、一二〇兩、長利洋行が戚永森に對して八、六〇〇兩の莊票を現金化することであった。これに對して被告側は債務不履行が生じた原因は全て陳逸卿の債務不履行にあったと主張し、結局(1)と同樣解決の目處が立たぬまま、處分保留となった。(52) この後八月になって會審衙門は唐靜波と陳德培の召還に成功した。そして漢口にある三〇萬兩相當の唐靜波の資產を兆康・元豐錢莊の債務償還に充てること、並びに源利錢莊に對する陳德培の負債全額償還に同意させた。これによってこの二つの事件はある程度解決の目處が立った。(53)

(3)「泰隆洋行（Barlow & Co.）、茂和洋行（Hugo, Reiss & Co.）對劉學詢（問芻）事件」

被告は森源錢莊の單獨出資者である。ところが資本金三千兩を經理の周友蘭に持ち逃げされ、倒產に追い込まれた。この事實を新聞廣告等によって告知せぬまま引退（退股）したことから、森源錢莊發行の莊票も

表4：外國企業の債權總額（1911年4月段階）

	源利錢莊	德源錢莊	源吉錢莊	元豐錢莊	協大錢莊	晉大錢莊
China Mutual Insurance Co.	0	100,000	100,000	0	0	0
Barlow & Co.	0	0	0	0	0	0
Shaw Tweed & Co.	31,288	0	0	0	0	7,650
Fearson Daniel & Co.	0	0	0	0	0	0
W. Kennett & Co.	0	0	0	0	0	0
Bukit Joh Alang Co. Ld.	0	0	0	10,800	0	0
Jones Bros.	0	0	0	0	0	0
Ilbert & Co.	0	0	0	0	0	0
E.D. Sassoon & Co.	0	0	0	0	0	0
Bowrner Mond & Co.	0	0	0	0	0	0
D.Sassoon & Co.	0	0	13,486	0	0	0
Bissett & Co.	14,184	0	49,528	0	600	0
A. Ross & Co.	0	0	0	0	0	0
S. J. David & Co.	0	0	0	0	0	0
Maitland & Co.	0	0	0	0	0	0
Shewan Tomes & Co.	13,488	0	0	22,027	0	0
錢莊別対外国企業債務総額	**58,960**	**100,000**	**163,014**	**32,827**	**600**	**7,650**

出典：FO228/2507 Enclosure No. 8 in Mr. Fraser's No. 45 of 21 April 1911

しくは同錢莊宛莊票の保持者が債務不履行で劉學詢を告訴に及んだ。劉學詢は身柄を會審衙門に拘束されたものの、上記の理由により返濟責任はないと主張した。被告側主張の裏附け調査は上海錢業公會に委ねられたが、森源錢莊の經營規模があまりに小さかったため被告側の主張を文書によって確認出來なかった。しかし、この調査過程で債權者の多くは告訴を取り下げた。例外は、陳逸卿が經營する輸入商品卸賣り問屋、慶余號から額面二二八、八七〇兩の森源錢莊宛莊票を商品代價として受け取った泰隆洋行と、同じく戴嘉寶の經營する寶康洋貨行から額面七、五〇〇兩の莊票を受け取った A. Ross & Co.、そして茂和洋行（債權規模不明）である。(54) しかしその審理はその後どうなったか不明である。

以上三件中二件までが陳逸卿の不良債權が直接間接の原因で發生した民事訴訟であり、陳逸卿からの債權回收が實現しなければ解決不可能であった。恐らくそうした目的からであろうが、會審衙門は陳逸卿本人もしくは彼の資產をめぐる民事訴訟の審理も並行して行なっている。これを分析することによって「ゴム株式恐慌」前夜の陳逸卿の具體的行動を解明することが可能となる。

三　陳逸卿の債務に關連する訴訟

(1)「怡和洋行（Jardine, Matheson & Co.）對陳逸卿事件」

「ゴム株式恐慌」を引き起こした張本人として多くの史料でその名が取り沙汰されながら、陳逸卿本人を相手取って訴訟に及んだ事件で記録が殘っているのはこれしかない。審理は洋務局で劉襄孫道臺、ファーガソンイギリス領事、ガースティン副領事立ち會いの下で行なわれた。起訴状によれば、陳逸卿は「ゴム株式恐慌」前夜、正元・兆康錢莊の資金繰りが惡化したことを理由に原告から現銀五〇萬兩を、香港上海銀行、華比銀行（Banque de Sino-Belge）、花旗銀行（the International Banking Corporation）から四〇萬兩、慶余洋貨號（陳逸卿の經營する店）から現銀一〇萬兩を借り受けた。當初の豫定では、返濟は天津から送られてくる銀兩建爲替で行なわれる筈だった。ところが恐慌勃發によりこれが實現困難になった。陳逸卿は自己資產（總額一九〇萬兩、これを源利、長利錢莊、茂和洋行が管理、その內現金は八〇～九〇萬兩、殘りは株券、不動產權利書）での返濟を約束していたが、それも蔡乃煌道臺による差し押さえにより不可能になった。その結果がこの訴訟である。債權者中、香港上海銀行・華比銀行からの告訴は旣に原告側勝訴で決着しており、原告との訴訟のみが報道されることとなった。(55)

提出された證據書類から、原告からの融資五〇萬兩中三五萬兩は正元錢莊に、一五萬兩は兆康錢莊經由で慶余洋貨號に渡ったことが確認された。正元錢莊の經理、何兆政と兆康錢莊の經理、魏寶炎の證言によれば、兩錢莊とも原告からの融資を陳逸卿に依賴したことはない。從ってこの融資は陳逸卿自身の判斷でなされたものであり、彼自身に返濟責任があるというのが兩錢莊側の主張であった。これに對して陳逸卿自身は、今回の訴訟が正元錢莊の股東、邱問庵と邱竹筠の企んだ罠であると反論した。彼によれば、二人は金融逼迫時に擔保もとらずに莊票を亂發して正元錢莊を倒產に追い込んでおきながら、陳逸卿がこれらの莊票に今に何十萬兩もの現銀が還流すると鉛筆で書き込んだと咎めだてて劉襄孫道臺に告發したのだという。(56)

この事件の爭點は、原告の融資相手は陳逸卿であるのか、それとも正元錢莊と慶余洋貨號なのかという點にあった。陳逸卿の證言が正しければ、陳逸卿に對する融資は全て彼を經由して正元錢莊に對して行なわれた融資だったことになり、

返濟責任は彼ではなく正元錢莊と慶余洋貨號にあることになる。逆に正元、兆康錢莊の經理の證言を信じるならば陳逸卿に返濟責任があることになる。法廷に提出された證據書類を檢討した劉道臺等は、原告側勝訴を言い渡すと共に、陳逸卿の主張を斥けた。これにより、彼は負債を自らの財産で返濟する責任を負うことが公式に確認された。陳逸卿はこの事件の他にも數十件もの債務不履行訴訟の被告となっており[57]、この判決はそれらにも甚大な影響を與えたものと推察される[58]。從って次は、複數いた筈の彼の債權者の間で彼の資産に對する優先順位をどのようにして決めるかという方法が問題になる。これが爭われたのが次に紹介する民事訴訟である。

(2)「兆豐錢莊對泰隆洋行（Barlow & Co.）事件」[59]

この事件は、陳逸卿の破産直後、彼の資産をいち早く差し押さえた中國人債權者が、同じ資産に對する「先取り特權」を主張するイギリス人債權者を相手取って起こされた[60]。兩者が所有權を爭った對象は、被告が陳逸卿の依賴を受けて保管していた八〇箱の綿製品とこれに對する二九通の荷渡指圖書である。審理は上海イギリス最高法廷で行なわれた。

起訴狀によれば、問題となった二九通の荷渡指圖書はいずれも被告が發行し、陳逸卿から原告に引き渡されたものである。荷渡指圖書は三通を除いていずれも露清銀行、香港上海銀行、花旗銀行及びその後の所持人によって二重に無記名裏書きされていた。これらは全てイギリス本國の「債權金融業者法（the Factor's Act of 1899）」並びに「物品賣買法（the Sale of Goods Act of 1893）」の範圍内にある書類である。上海の中國商人の取引慣行によれば、外國企業の倉庫に保管された商品の所有權は、その荷の明細を記載した書類の引渡しと同時に移行することになっていた。同じく荷渡指圖書に記された商品の引渡しは、これを發行した企業がその保持者に對して行なうこととされていた。にもかかわらず被告は原告へのこの商品の引き渡しあるいは代價支拂いを拒み通した。そのため、原告側は綿製品もしくはその代價、留置による損害料二千兩、及び訴訟費用を請求してこの訴訟に及んだ[61]。

被告側は、荷渡指圖書の形式及びこれらが無名裏書きされていた事實を除いて起訴狀の内容を一切否定した。その反論

書に據れば、件の荷渡指圖書は陳逸卿の事務所金庫に保管されていたのを、原告が一九一〇年七月三一日に陳逸卿の會計係を脅迫して奪い取ったのだという。この行爲は、會審衙門が陳逸卿の身柄を逮捕拘束し、彼自身の意思による支拂いが不可能な時點で行われていた。從って、原告の行爲は陳逸卿の他の債權者全體に對する詐欺的行爲にほかならない。更に陳逸卿は、被告に對して二九通の荷渡指圖書の示す綿製品の一部を含む二四箱の綿製品への支拂いを濟ませておらず、その所有權はまだ被告から陳逸卿に移行していない。よって、この二四箱については被告側に「先取り特權」があり、原告の要求には應じられないと。(62)

この事件の爭點は三つある。一つは原告による二九通の荷渡指圖書の書類としての有效性を重視するべきか、それとも原告によるその入手方法の是非を問うべきかである。次に原告が陳逸卿の事務所から荷渡指圖書を持ち去った時點で陳逸卿が支拂い不能であったか否かという點である。そして最後は荷渡指圖書に對する被告の「先取り特權」が客觀的に證明できるか否かである。

原告側によれば、陳逸卿は原告に六萬八千兩の負債があり、他の錢莊への負債と併せるとその額は九〇萬兩に上る。原告が陳逸卿の事務所から荷渡指圖書を持ち去ったのは陳逸卿の逮捕直後で、まだ破產宣告を受けておらず、從って破產管財人は彼の資產を保管していなかった。荷渡指圖書を彼の事務所から持ち去ったのは、原告側の書簡臺帳（chit book）の記載に基づくものであったし、これは兆豐錢莊經理の證言によって裏附けられる。(63) また、荷渡指圖書回收後これを提示した時も、被告と新旗昌洋行以外は全て原告側への所有權移行を容認していた。從って原告側の所有權主張は明白である。

これに對し被告側は次のように反論した。陳逸卿の債權者は中國人だけではない。原告による荷渡指圖書持ち去りは、會審衙門が陳逸卿の身柄拘束と彼の邸宅・資產封鎖が行なわれた七月三〇日以降のことであり、これはイギリス物品賣買法に照らして全て違法行爲である。從って原告の所有權は認められないと。原告側は、イギリス法を中國人である原告に

適用することはできないと抗辯したが、審理を擔當したブーン（F. S. A. Bourne）判事は七月五日の公判でこの主張を斥ける判決を下し、第一の爭點についての論爭は決着した。(64)

殘る二つの爭點についての審理は七月六日の公判及び判決言い渡しで行なわれた。被告側は第二の爭點を特定時點での陳逸卿の立場と讓渡能力の問題と位置附けて次のように主張した。まず陳逸卿が巨額の負債を抱えて支拂不能に陷っていたのは疑いない。彼は原告を含む多くの債權者が彼の事務所に押しかけた七月三一日よりも六日も前に會審衙門に身柄を拘束されており、第三者を介した資產の債權者讓渡は絕對不可能だった。陳逸卿が支拂不能であったことを客觀的に判斷する規準としての破產法は中國に存在していないが、彼の破產は誰が見ても明白であると。これに對して原告側は陳逸卿の破產と荷渡指圖書の原告への讓渡が中國の法に照らして違法であるという物的證據は提示されていないと反論した。(65)

この訴訟審理が難航した理由は、中國に「先取り特權」を定義した獨自の擔保物件法、破產法がなかったことにある。そこでブーン判事は、原告が荷渡指圖書を取得した時點で陳逸卿が自己の資產を自由に處分出來なくなっていたか否かを檢證することで判斷を下した。會審衙門はイギリス本國で外國法が適用されるのと同じ原則に從い、イギリス人補佐人が陳逸卿にその資產處理能力がなかったことを再確認した。ここに陳逸卿の資產は中國人と外國人銀行家、もしくは會計士が全債權者を代表して管理すべきことが言い渡され、原告が陳逸卿の資產の一部である荷渡指圖書を勝手に持ち去ったことに合法性はないという判斷が下され、原告側敗訴が確定した。(66)

この判決によって上海イギリス最高法廷は、中國商人もしくは錢莊の倒產が引き起こした債權債務訴訟にイギリス私法體系が適用可能であることを示した。このことは、イギリス私法體系に對應する獨自の法體系を持たなかった中國人債權者を著しく不利な立場に置くことを意味した。その典型例が次に示す民事訴訟である。

四　「華的（J. A. Wattie）對戴嘉寶、正元、兆康、謙余錢莊事件」

表1、**表4**に明らかなように、この事件は「ゴム株式恐慌」が發端で引き起こされた債權支拂い請求訴訟中最大規模の事件であり、裁判記錄[67]以外にも多くの史料が殘っている。戴嘉寶の供述書、會審衙門での彼自身の證言並びに判決でなされた事實認定によれば、事件の經過は次の通りである[68]。

一九一〇年六月二九日、翌日に迫った株式取引決濟を自力でこなせなくなった正元、兆康錢莊の代表者（氏名不詳）、豐泰洋行（Frazar & Co.）買辦榮瑞馨、四明銀行・源豐潤經理 Ch'en Tzu-ch'in が戴嘉寶を訪問し、彼が買辦として勤めていた the Cathay Trust からの資金融資を要請した。翌日には源豐潤の號友陳仰和がやって來て德源・源吉錢莊への資金融資を要請した。陳仰和と戴嘉寶は the Cathay Trust の重役、マクミカエル（J. H. McMichael）を介して同社經營者である原告の意向を打診した。原告はマクミカエルと協議の結果、彼の所有するもう一つの會社である永年人壽保險公司からの融資ならば承諾した。融資金額は借り手側の希望により五〇萬兩、各錢莊當たり融資限度額は貸し手側の要請により一〇萬兩、金利は一〇日當り一%とされ、見返り擔保として道契（不動產權利書）が必要とされた。

同日、戴嘉寶は陳仰和から道契三八通と貸與證、德源・源吉錢莊から額面五萬兩の莊票を各々二通（五×二×二＝二〇萬兩）受領し、マクミカエルを介して原告に渡した。これ以外にも正元、兆康、謙余錢莊發行の額面五萬兩の莊票が各二通（五×二×三＝三〇萬兩）が原告に手渡された。莊票の兌換提示日は半分が七月一〇日、殘り半分が一一日と決められた。

莊票と道契を受け取った原告は、戴嘉寶とは別な買辦（氏名不詳）にこれを鑑定させた後、金利分六千兩を差し引いた額面四九萬四千兩の花旗銀行宛小切手に署名し、戴嘉寶に渡した。同時に萬一の債務不履行に備えて額面五〇萬兩の英文の約束手形を作成し、戴嘉寶の面前でこれを讀み上げ、その趣旨を說明した後、手形引受人の署名をさせた。

ところが原告に渡された莊票の提示期限日になって陳仰和が戴嘉寶を訪れ、永年人壽保險公司に一〇日間の支拂い猶豫を認めてもらいたいと頼み込んできた。そしてその際融資金額の半分に當る一二萬五千兩を戴嘉寶に渡し原告への返濟を依頼した。しかし、この金は戴嘉寶の經營する寶康洋貨行の倒產が原因で結局原告に返還されなかった。戴嘉寶からの要請を受けた永年人壽保險公司は、莊票の提示を七月二二、二三、二五日に延期することを了承したが、その代償として額面千兩の莊票五通が上記五錢莊から振り出された。しかし、これも一通を除いていずれも換金されなかった。

德源・源吉錢莊發行の莊票及び三八通の道契を擔保に二五萬兩の融資を受けていたのは四明銀行であった。同銀行は七月二一日に原告と協議に及び、金利五萬三五七〇兩を含めた負債を一九一二年三月から一〇年間で分割返濟する。その見返りとして原告は十三通の道契、德源、源吉錢莊發行の莊票各々二通、兆康錢莊發行の莊票一通を返却することで合意に達した。そして殘額は戴嘉寶が署名をした約束手形を彼に提示することで回收することになった。

當初原告は、一九一〇年八月に列國銀行團が行なった緊急融資による莊票の現金化を望んでいた。だが、蔡乃煌から擔保として保管してあった道契により相殺可能という理由でこの申請を却下されたこと、道契の本來の所有者が四明銀行にその第三者への讓渡を禁じたためそれも叶わなくなった。そこで原告はこの件を上海總商會、道臺に持ち込んだが、道臺側は既に述べて來た理由から莊票を發行した錢莊への督促以外の協力を一切拒んだ。(69) ここに原告は天津條約第二二條及び會審衙門の慣行に基づき、債務者全員の逮捕と資產差し押さえを劉襄孫道臺と張人駿總督に要請し、一九一〇年一〇月から一一月にかけて會審衙門に調査が命じられたのである。(70)

上海道臺と會審衙門による戴嘉寶の取り調べはイギリス側の常識とかけはなれたものだった。劉道臺の取り調べは、倒產した錢莊あるいは中國商人の資產のみで債務償還を行なうという既定方針のみを優先させていた。彼は四明銀行から原告に渡された道契で德源・源吉錢莊發行の莊票への融資を相殺出來ると勘違いしていたし、戴嘉寶が原告の融資の一部を橫領したかのように「自白」させる等、基本的事實關係を無視したものだった。(71) 戴嘉寶はこうした道臺の捜查方法を逆手

に取り、「(原告が保有する)」莊票の拂い戻しを希望しているのに道臺と會審官による身柄拘束によりそれもままならない」と言いつつ、その實裁判の引き延ばしを圖った。[72] しかしこの申し立ては口實に過ぎない。それは陳逸卿や他の錢莊の股東經理同様、會審衙門の牢獄を朝出て夜歸るという氣儘な生活をしていたことから明らかである。[73]

戴嘉寶の取り調べ難航は、上海錢業公會による正元、兆康、謙余錢莊の債務償還作業にも影響を與えた。上海錢業公會は、原告が戴嘉寶から受け取った額面五萬兩の六通の莊票とその支拂い猶豫の見返りに受け取った額面千兩の莊票五通中の四通だけが保有者を特定出來なかった。[74] そのため、三錢莊發行の莊票保持者に登記と買い取り通達を呼び掛ける廣告を『申報』に掲載せざるを得なくなったのである。しびれを切らしたイギリス領事館は會審衙門と協議の末、この事件を個別の民事訴訟として取り上げることを決定し、戴嘉寶の債務の實態を把握するために二週間に限定して彼を假釋放することを劉道臺に同意させた。[75]

會審衙門での審理が始まったのはそれから三ヶ月後である。原告側は、正元、兆康、謙余錢莊が發行した莊票を戴嘉寶が全額額面通り買い取るか、もしくは三錢莊の股東經理が出資額に應じて分擔して支拂うことを要求した。[76] これに對して正元、兆康、謙余錢莊側は額面五萬兩の莊票を戴嘉寶に振り出したことだけは認めたが、その後支拂い猶豫の見返りに額面千兩の莊票五通を發行した事實は頑として認めなかった。また、問題とされた莊票の引渡しを伴った融資の擔保は三八通の道契であり、これで債務を全額相殺すべきであると主張して、自らが發行した莊票に對する支拂い責任を否定した。[77]

一方戴嘉寶は、自分は單に融資の仲介役を引き受けたに過ぎず、眞の借り手は莊票を發行した錢莊側であること、また英文約束手形の引受人署名の件については、如何なる通知も受けたことはないと主張して同じく支拂い責任を否定した。[78]

公判の大半を費やして爭われた問題は、三錢莊が振り出した莊票の性質である。これは三錢莊側が間接的ながら自らの發行した莊票の兌換責任を否定したことに對抗して原告側が展開した議論である。原告側は香港上海銀行上海支店のマネ

ージャーだったハンター（Henry E. Hunter）と上海錢業公會董事の一人、朱五樓を證人として喚問した。二人は莊票に關する慣行を證言し、被告側の主張に根據がないことを立證した。すなわち莊票は無條件約束手形として流通し、水害、火災、盜難詐欺等の理由を除いて發行者が提示人に對して兌換を阻止する理由はない。「何らかの特別な事情」によってこれを差し止められたとしても二〇日が限度である。(79) さらに、金融逼迫時に錢莊や商人が不動產權利證書、船荷證券等とともに莊票を擔保に融資を受けて返濟不能に陷り、擔保物件賣却でも債務を辨濟できない場合は、本人の資產賣却によって債務が償還される慣行が上海錢業公會と香港上海銀行との間で長く確立していることも朱五樓の證言で明らかになった。(80)

こうした證言が繰り返された理由は、問題とされた莊票に、「手形保持人〔原告〕以外の第三者〔戴嘉寶〕への讓渡を行なう時は特別な條件下に限られ、手形に記された財產讓渡を目的としたものであってはならないという」イギリス爲替手形法（the Bills of Exchange Act of 1887) section 21, sub-section 2 の規定を適用しようという被告側の辯護方針に對抗したものだった。結局この主張はイギリス人補佐人ガースティンによって、中國社會になじまないとして却下された。(81)

さらに被告側の賴みの綱だった、道契で負債を相殺すべしという主張も否定された。ガースティンと原告側辯護人によれば、この三八通の道契は抵當權設定者であるべき四明銀行、戴嘉寶のいずれの所有物件でもないから、これを擔保物件とすることはできない。しかも鑑定の結果、その資產價値は一八萬兩しかなく、相殺は不可能だったからである。(82)

最後の爭點は、戴嘉寶が原告の指示に從って手形引受人として署名を行なった英文約束手形の拘束力である。戴嘉寶の辯護人は最終辯論で、戴嘉寶は今回の融資の代理人として動いただけであり、彼自身に何らかの責任が生じるとは夢想だにしておらず、英文約束手形の引受人に署名した時にもその意味を理解していなかったと強調した。しかし原告側辯護人は、代理人として動いていたのならば約束手形にその旨署名していた筈だが、事實はそうではない。署名の趣旨を理解し

ていなかったという主張も通らない。なぜなら原告自ら關係書類を戴嘉寶の前で讀み上げており、これを理解できない知性の持ち主が事業活動など行ない得ないと反論した。(83)

結局、莊票の流通をめぐるハンターと朱五樓の證言、そして融資に當って戴嘉寶が原告の目の前で英文約束手形の引受人署名をしていた事實が決め手となって判決は原告側勝訴となった。戴嘉寶には融資二七萬兩に對する支拂いが命じられたが、七月一〇日から二三日にかけて振り出された四千兩の莊票に對する支拂責任はないとされた。一方正元、兆康、謙余錢莊は、各自が振り出した莊票の兌換に應じる義務があることが言い渡された。(84) 判決時點で三錢莊の資產は全て上海錢業公會に保管管理されていたから、この判決は事實上戴嘉寶一人に對する支拂命令と見てよいだろう。ここに上海イギリス最高法廷、會審衙門を舞臺にした、「ゴム株式恐慌」後の債權債務處理は幕が閉じられることになった。

五　結びにかえて

「ゴム株式恐慌」後に倒產した錢莊からの債權回收をめぐる一連の民事訴訟と外交交涉は、この時期の在華イギリス企業と中國商人、清朝當局の複雜な關係を傳える生きた事例である。この一連の訴訟と交涉の本質は、イギリス私法體系に結晶された資本主義社會の經濟觀念と、債務保證人の「督促責任」概念に端的に反映した舊中國社會のそれの衝突であった。この一連の出來事を通じて、後者は前者の挑戰を前にして自ら瓦解し、そして壓倒されたのである。

本來は外國人債權者の追求を受けた中國人債務保證人が自らの資產を守る手段だった筈の「督促責任」概念を、清朝官憲が意圖的に利用した結果、上記三錢莊の中國人債權者、あるいは中國人債務保證人は苦境に追い込まれることになった。限られた債務保證財源、加えて主要債務者全員の身柄が會審衙門に拘束されたといった事情から、外國人と中國人債權者の擔保物件に對する「先取り特權」爭い、或いは外國人債權者による中國人債務者とその保證人に對する請求訴訟は全て上海租界內部で審理されることになった。そこではイギリス人の利益のみを考慮したイギリス私法が運用解釋され、

獨自の私法體系を持たなかった中國人債權者、債務者とその保證人にはこれに立ち向かう術がなかった。彼等の唯一の法的武器だった「督促責任」概念も最早一八八三年恐慌の時の様な效力を發揮できなかった。ワッティーが戴嘉寶に英文約束手形引き受け人署名をさせていた事實に明らかなように、在華外國商人側は「督促責任」を意識した法的措置を講じていたからである。

にもかかわらず、中國社會獨自の慣習と上海租界の治外法權を利用して資產保護を圖る中國人は依然として存在した。その典型が陳逸卿と戴嘉寶であった。史料の上では兩名とも恐慌勃發直後に會審衙門に身柄を拘束され、全財產を差し押さえられたことになっている。しかし、二人は他の錢莊股東同様、會審衙門の牢獄を自由に出入りしていた。道臺や總督の嚴命に基づく身柄拘束にしてこの有り様ならば、彼らの財產差し押さえも同様に杜撰なものだったと想像して誤りではあるまい。二人が自らの資產隱しを行なう機會はいくらでもあったと推測できる。

この假說を間接的に裏附ける事實が二つある。一つは辛亥革命後に上海都督府が行った調査である。それに據れば、獄中にあった陳逸卿は會審衙門が差し押さえた證據物件中から印章入りの書類を五百元と引き換えに取り戻しているし、封印されていた筈の彼の自宅から衣類と寶石の入った箱を二つ持ち出させ、當局の許可なしにこれを Noel Murray Co. Ltd.（漢譯名不明）に引き渡して競賣にかけさせていたことが判明している。(85) もう一つは、逮捕から十六ヶ月を經過しながら債權回收が實現しないのに業を煮やした多くの在華イギリス企業が、自分達で獨自に交涉して問題を解決するから陳逸卿を釋放してくれるよう兩江總督に要請せよとイギリス總領事に迫っていたという『申報』の記事である。(86) 常識的に考えるならば、當局に全財產を差し押さえられて無一文になった筈の買辦のために、數多くの在華イギリス企業がここまでしてやる筈はない。陳逸卿がどこかに隱し財產を持っていることが關係者の公然の祕密だったからこそ、こうした嘆願が出されたのであろう。陳逸卿の資產目錄が遂に作成できなかったのは背後にこうした事情があったからと考えるべきである。さればこそ戴嘉寶も陳逸卿の例に倣って會審衙門での審理を熱望したのである。確たる史料的根據はないものの、戴

嘉寶敗訴がそのまま彼の破滅を意味したとは考えにくい。

この二人と同様な立場にあった人間は辛亥革命前後の中國の條約港社會に少なくなかった筈である。「ゴム株式恐慌」によって經營していた錢莊が倒産すると、ポルトガル國籍を取得してマカオに逃亡したり、あるいは有力政治家唐紹儀の庇護を賴って債權者の追求を躱そうとした股東や經理は、陳逸卿や戴嘉寶の同類項と看做すべきである。こうした人間の活動は普段は表に現れるものではない。清朝の體制を搖るがす程の經濟恐慌を引き起こしたために偶々記錄に殘っただけであり、實際はこれよりも遙かに多くの「英語を話す中國人」が上海租界や香港、マカオの治外法權制度を利用していたと考えるべきである。革命前夜から全國の立憲團體が商法の制定を清朝中央政府に要求していたのがその傍證である。(87) こうした「英語を話す中國人」の活動が辛亥革命後の條約港社會でどの程度存續しえたのか、それが民國初期の中國社會にどの程度の「衝擊」を與えていたのか。こうした課題は今後も追求していくことにしたい。

註

(1) 拙稿「在華イギリス企業株主の株價支拂い責任をめぐる中英紛爭——惠通銀行事件を中心に——」(『史學雜誌』一〇六—一〇、一九九七年一〇月)、拙稿 "A Study of the Development of a Comprador-Merchant Network in the Jiangnan Districts, 1882-1904." (吳倫霓霞・何佩然主編『中國海關史論文集』〔香港中文大學崇基學院出版、一九九七年一二月〕)、拙著 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai* (Macmillan, 2000)、金子肇「袁世凱政權下の鑑金改革と上海の認損制度」(日本上海史研究會『上海——重層するネットワーク』〔汲古書院、二〇〇〇年〕)、同「清末民初における江蘇省の認損制度」(『東洋史研究』五九—二、二〇〇〇年九月) 參照。

(2) この時期の民事訴訟の公判記錄及びその關連記事は『ノース・チャイナ・ヘラルド』『申報』に掲載されている。本稿ではこの他にイギリス國立公文書館 (Public Record Office) 所藏の外務省領事報告 (FO228) も利用した。同文書の中には、"Shanghai Financial Crisis" と題する三卷のファイル (FO228/2506-2508) とこれに對應する漢文文書 (FO228/1812) がある。本稿に於ける「女王が版權を有する未公刊文書 (Unpublished Crown-copyright material) からの引用は、同館の規定に從って the Controller of Her Majes-

ty's Stationary Office からの許可を得ていることを明記する。

（3）菊池貴晴「經濟恐慌と辛亥革命への傾斜」（東京教育大學アジア史研究會編『中國近代化の社會構造——辛亥革命の史的位置——』（汲古書院、一九六〇年）、Marie-Claire Bergère, Introduction de "Une Crise Financière à Shanghai à la fin de l'Ancien Regime" (Mouton & Cie, 1964); Mark Elvin "The Revolution of 1911 in Shanghai," *Papers on Far Eastern History* 29 (March 1984); Frank H. H. King, *The History of Hong Kong and Shanghai Bank* Vol. 2: *The Hong Kong Bank in the Period of Imperialism and War, 1895–1918* (Cambridge University Press, 1988), pp. 456-60、関傑「上海橡膠風潮及其對江浙地區民族經濟的沖擊」（『中國經濟史研究』一九八九—一）、張國輝『晩晴錢莊和票號研究』（中華書局、一九九九年）、一七〇—一七六頁、小瀬一「中國における二十世紀初頭の『恐慌』について」（『一橋論叢』一〇三—一、一九九〇年一月）、徐鼎新・錢小明『上海總商會史（一九〇二—一九二九）』（上海社會科學院出版社、一九九一年）、一三三—一二八頁、丁日初主編『上海近代經濟史 第2巻』（上海人民出版社、一九九七年）、二八三—三〇二頁、蕭文娟「清末上海における事業投資とその資金調達——ゴム株式恐慌（一九一〇年）に至る過程を中心に——」（『社會經濟史學』六三—六、一九九七年十二月／一九九八年一月）、佐藤究「清末の源豐潤票號による爲替送金について——上海ゴム株恐慌と源豐潤票號の倒産——」（九州大學『東洋史論集』二七、一九九九年四月）。

（4）註（3）で引用した文獻中、Bergère 論文のみが「ゴム株式恐慌」に關する唯一の專論であるが、恐慌後に在華外國商人と中國商人、買辦の間で持ち上がった債權債務處理紛爭の具體的事例の檢討は行なっていない。また、Frank H. H. King、徐鼎新・錢小明、蕭文娟の著書論文は「ゴム株恐慌」發生後の動向についても考察を行なっているが、それらは香港上海銀行、上海總商會、上海金融市場の歷史動向を主題としており、本稿とは視角を異にしている。

（5）この民事訴訟の概要については、拙稿 "A Study of the Legal Status of the Compradores during the 1880s with Special Reference to the Three Civil Cases between David Sassoon Sons & Co. and Their Compradores, 1884-1887" (*Acta Asiatica*, No. 62, Feb. 1992), pp. 53-69, *ibid.*, "H. A. Giles *v.* Huang Chengyi: Sino-British Conflict over the Mixed Court, 1884-1885" (*East Asian History* No. 12, December 1996 [printed in July 1998]), pp. 144-7 を參照。

（6）これは買辦の保證人に限らず、清代中國の保證人契約一般に共通する。仁井田陞『中國法制史研究、土地法、取引法』（東京大學出版會、一九六〇年）、五五四—六〇頁參照。また、一九一〇年八月、上海道臺蔡乃煌は、督促責任と保證責任を明確に區別すべく、外國人と中國人の債務保證契約書に「代還保人」という字句を契約書に明記していない場合は、

全て督促責任を意味し、契約書署名には保證人による確認が含まれていることを命じる章程を發布し、この章程發布後二ヶ月以内に全契約書の改訂を命じて在華外國商人の猛反發を受けている（"The Diplomacy of Commerce," *The North China Herald* (以下 *NCH* と略), Apr. 8, 1911, pp. 78–9)。この件がどのような決着を見たかを記した史料を筆者はまだ見い出していない。

（7）前掲菊池貴晴「經濟恐慌と辛亥革命への傾斜」、七七—八頁。

（8）"English-speaking Chinese," *NCH*, Sep. 23, 1882, pp. 315–6.

（9）「北市錢業恐慌」（『申報』一九一〇年七月二六日〔以下、『申報』の日附けは全て西暦である。〕）、"Native Bank Failure," *NCH*, July 29, 1910, p. 268.

（10）「研訊正元莊股東之養屬」（『申報』一九一〇年八月二日）、"The Native Bank Failures: Proceedings in the Mixed Court," *NCH*, Aug. 5, 1910, pp. 304–5.

（11）「核算錢莊虧倒確數」（『申報』一九一〇年八月五日）、"The Financial Situation: Fair Play," *NCH*, Aug. 12, 1910, p. 381, FO228/2506 Enclosures in Pelham Warren to W. G. Max-Müller No. 65, Aug. 13, 15, 1910.

（12）「道理正元等莊被缺鉅款」（『申報』一九一〇年八月九日）。

（13）「滬道訊理倒賬案之爲難」（『新聞報』一九一〇年八月一八日、『上海錢莊史料』〔上海人民出版社、一九六〇年〕七八—七九頁より再引用）、"The Financial Situation," *NCH* Aug. 19, 1910, p. 420. ウォーレン總領事によれば、蔡乃煌の前任道臺との協定により、被告が租界の住人兼實業家であれば、會審衙門で裁判を受けるということになっていたという（FO228/2506 Pelham Warrem to W. G. Max-Müller No. 65, Aug. 24, 1910)。しかし、如何なる文脈でこのような協定が結ばれたのかはこの史料に記されていない。

（14）「陳逸卿尚能設法理處」（『申報』一九一〇年八月二一日）、「陳逸卿少一門路」（『申報』一九一〇年八月二二日）、"The Case of Ching Yue," "The Financial Situaton," *NCH*, Aug. 26, 1910, pp. 467–9.

（15）「關於錢莊倒閉鉅款之批詞」（『申報』一九一〇年一一月二四日）、FO228/2506 Pelham L. Warren to John N. Jordan No. 97 with 11 Enclosures, Dec. 21, 1910.

（16）FO228/2506 Sir Pelham Warren to H. M. Minister 〔Max-Müller〕 Telegram No. 16, July 24, 1910: *ibid.*, Telegram from Shanghai, July 24th, 1910; "Native Bank Failure," *NCH*, July 29, 1910, p. 268.

（17）FO228/2506 Memorandum of Interview at Wai Wu Pu, July 27, 1910. これはイギリス公使館職員フィリップス (Philips) が外務部を訪問した際の會見記錄である。これによれば、緊急融資を許可する上諭を一刻も早く發布するようにせきたてるフィリップスに對し、外務部側は同調する態度を見せなかった。

（18）FO228/2506 Pelham Warren to Max-Müller, July 25, 1910; *ibid.*, E. G. Hiller to Max-Müller, July 27, 1910;

ibid., Hong Kong & Shanghai Banking Corporation to W. G. Max-Müller, July 27, 1910. こうした政治工作と並行して、外國銀行は上海道臺に對する緊急融資の條件、分擔金額を早々と取り決めている（FO228/2506 Telegram from Shanghai, July 25, 1910）。

(19) 「維持上海錢市之電旨」（『申報』一九一〇年七月二八日）; FO228/2506 Wu Pu to E. G. Hillier, July 29, 1910. ヒリアーは香港上海銀行北京支店長である。

(20) 「會商維持錢市辦法」（『申報』一九一〇年七月二九日）、「挽救市面之苦心」（『申報』一九一〇年八月二日）; "The Financial Situation," *NCH*, July 29, 1910, p. 233; "The Native Bank Failures," *NCH*, Aug. 5, 1910, pp. 304-5.

(21) FO228/2506 Pelham Warren to W. G. Max-Müller No. 65 with 2 Enclosures, Aug. 24, 1910.

(22) FO228/2506 T. C. Downing, H. Hunter to Pelham Warren, Aug. 10, 1910. 附屬の漢文文書。第一條の原文は次の通り。

以上各銀行願借與道臺、道臺願向各銀行借上海規元三百五十萬兩。此款借出歸還、均照上海規元核算在上海交付。此項借款應將各銀行所執倒閉之正元、謙余、兆康三莊莊票、按照前開交商會清單後、由邵琴濤、福開森〔J. C. Ferguson〕君代道臺查核、共銀壹百三十九萬九千五百二十九兩四錢一分先後付清、再將各銀行各洋行所執未付各莊票、務令以上各錢莊及其餘各錢莊從速照付、並以維持市面而定人心（句讀點と傍線引用者）。

(23) FO228/2506 Enclosure No. 4 in Consul-General Warren's Despatch No. 97 to Peking, Nov. 21, 1910.

(24) FO228/2507 E. H. Fraser to John N. Jordan, No. 6, Jan. 26, 1911. 蔡乃煌からの書面と思しき文書は、イギリス外務省領事報告（FO228）の中に殘されていない。

(25) FO228/2506 Pelham Warren to W. G. Max-Müller No. 65 with 2 Enclosures and 2 Chinese Enclosures, Aug. 24, 1910.

(26) FO228/2506 H. S. Bank (in Shanghai) to E. G. Hillier, Sep. 9, 1910.

(27) "The Local Situation," *NCH*, Oct. 7, 1910, pp. 9-10.

(28) "A Chinese Critic on the Crisis," *NCH*, Oct. 21, 1910, p. 125, "The Recent Bank Failures," *ibid.*, pp. 164-5.

(29) この時の緊急融資に對する反發は、外國銀行からの借款とは擔保として設定された稅收入の先取り形態に過ぎないという中國側官憲の通念を地元有力者層が共有していたからだと推測される。この推測は、岡本隆司『近代中國と海關』（名古屋大學出版會、一九九九年）第六章の歷史解釋から着想を得た。

(30) 正元、兆康、謙余錢莊の債權者は在華外國企業だけではない。山西票號の合盛元等は、三錢莊に對して一七萬六千餘兩の不良債權を抱えており、上海總商會に公正な會計監査人を推擧させ、錢業公會董事、三錢莊經理と合同で倒産した三錢莊の債務を精査、整理することを蔡乃煌に要望する公開書簡

を送っている（「上海西幇票號爲清理正元等莊帳務公呈滬道文」『申報』一九一〇年一一月二八日）。この書簡によれば、正元錢莊には陳逸卿・戴嘉寶合同名義の債權が二三〇萬兩、戴嘉寶單獨名義の債權が四三萬兩が、同じく兆康錢莊にも陳逸卿・戴嘉寶に對して一〇三萬兩の債權が殘されていたという。しかし在華外國企業の債權とは異なり、これらの債權を回收する法的手段が取られた形跡は見當たらない。

(31) FO228/2506 Enclosures Nos. 6, 7 in Consul-General Warren's Despatch No. 97, Aug. 14, 1910.

(32) 「江督弔查正元等莊案卷」（『申報』一九一〇年一〇月二四日）。

(33) FO228/2506 Enclosure No. 8 in Consul-General Warren's Despatch No. 97, Nov. 23rd, 1910.

(34) "Fraudulent Bankruptcies" *NCH*, Dec. 30, 1910. pp. 762-3.

(35) FO228/2506 Enclosure No. 8 in Consul-General Warren's Despatch No. 97, Nov. 23rd, 1910. 彼らの名前の漢字表記は、判明出來る限り『申報』の記事から復元した。

(36) 唐靜波は廣東省香山縣と漢口に資產を有し、三品銜候選道の資格を有する廣東商人であった（「寧藩司樊〔增祥〕奉蘇撫部院扎准督部堂咨電奏上海兆康錢莊股東唐壽江虧倒巨款請轉通緝恭錄諭旨文」『南洋官報』第一二六期〔『上海錢莊史料』七九頁より再引用〕）。

(37) FO228/2506 抄錄源利錢莊致源利洋行信、十月二十七日、1910; ibid., Public Notice, Jan. 25, 1911; FO228/2507 E.M. Fraser to John N. Jordan No. 45, Apr. 21, 1911. この史料には股東であった席一家、最後の一人の名前が記されていない。

(38) FO228/2507 Enclosure No. 7 in Mr. Fraser's No. 19 of 1911, Feb. 23rd, 1911. こうした逮捕者の杜撰な身柄拘束により、陸運生、唐晉齊等はその後逃亡に成功し、行方不明になっている。しかしこれは何も質子覩個人の落ち度ではない。外國人債權者からの取り立てに困窮した中國商人の財產を守るべく、會審官が日常茶飯的に行なっていたことらしい。事實、一八八三年恐慌の時も當時の會審官だった黃承乙が同樣なことを行なっていた。詳しくは前揭拙稿 "H. A. Giles v. Huang Chengyi: Sino-British Conflict over the Mixed Court, 1884-1885" を參照。

(39) FO228/2507 Enclosure No. 1 in Mr. Fraser's No. 19, Feb. 8th, 1911.

(40) FO228/2507 Enclosure No. 3 in Mr. Fraser's No. 19, Feb. 9th, 1911.

(41) FO228/2507 Enclosure No. 4 in Mr. Fraser's No. 19, Feb. 13th, 1911.

(42) 「滬道催理錢莊倒欵案」（『申報』一九一一年五月一一日）列國領事團側は、二人が租界の住人であることを理由に、まず會審衙門で補佐人立ち會いの下で二人を裁き、懲役五年以上の有罪判決が下された場合のみ彼らの身柄を道臺に引き渡すと主張していた（FO228/2507 Enclosure 2 in Consul-General Fraser's No. 94 of August 15, 1911, Aug. 14th,

1911.)。

(43) FO228/2507 Enclosure No. 2 in Mr. Fraser's No. 45 of Apr. 21st, 1911, Mar. 3rd., 1911. この文書の中で劉襄孫は、蔡乃煌、張人駿のみならず彼自身も北京政府を通してポルトガル政府に對し唐靜波等の身柄引渡しを要求したが、何の進展もないことを傳えている。

(44) FO228/2507 E. H. Fraser to John N. Jordan, No. 19 with 7 Enclosures, Feb. 27th, 1911. (埒の明かぬ交渉にしびれを切らしたフレイザーはこの報告書作成と並行してイギリス人債權者に對して倒産した錢莊、陳逸卿、戴嘉寶を相手取った訴訟を會審衙門に起こすことを勸めている。); ibid., Enclosures Nos. 3, 5 and 7 in Mr. Fraser's No. 45 of 21st Apr. 1911, Mar. 9th, 30th, Apr. 7, 1911.

(45) 張人駿總督の財政顧問をも兼ねていたファーガソン (John C. Ferguson) がフレイザーに語った所に據れば、押收された三錢莊の資產總額は五~六〇萬兩にすぎなかったという (FO228/2507 E. M. Fraser to John N. Jordan No. 25, Mar. 6th, 1911)。

(46) FO228/2507 Enclosure No. 1 in Mr. Fraser's No. 45 of Apr. 21st, 1911, Feb. 27th, 1911.

(47) FO228/2507 Enclosure No. 4 in Mr. Fraser's No. 45, Mar. 25th, 1911; 「正元兆康謙余三莊倒帳公攤廣告」(『申報』一九一一年四月二四~二八日)。

(48) 「滬道提訊罪魁之阻力」(『申報』一九一一年五月一一日)、「倒帳案之一步寬一步」(同一九一一年五月一五日)、「料理正元等莊倒款辦法」(同一九一一年五月一六日)、「保釋三莊經理之大阻力」(同一九一一年六月一九日)、「更換錢莊經理之保單」(同、一九一一年七月八日)、「虞瑞清已交保理帳矣」(同一九一一年七月九日)、「魏寶炎交保理帳之發端」(同一九一一年七月二〇日)、「魏寶炎亦准保出」(同一九一一年七月二六日)、「錢業董事不允簽名」(同一九一一年八月一七日)。劉襄孫が態度を軟化させたのは、上海總商會に集合した、正元、兆康、謙余錢莊の中國人債權者から壓力がかかったからである (「滬道札公共公廨文」『申報』一九一一年七月三日))。

(49) 「正元兆康謙余三莊債案第一次定期公攤廣告」(『申報』一九一一年八月八日)。

(50) この問題に就いては別稿「辛亥革命期上海の信用構造維持問題——一九一〇年『ゴム株式恐慌』を中心に——」(『近きに在りて』〔三九號、二〇〇一年七月〕)を參照。

(51) 「新旗昌洋行與源利錢莊之糾葛」(『申報』一九一一年三月四日)、「唐靜波非復吾中國人矣」(同一九一一年五月一三日)、「陳逸卿虧缺洋款之結束」(同一九一一年五月二三日)、「傳提洋商用人之爲難」(同一九一一年五月二五日)、「延請公正人清理票款」(同一九一一年七月二一日)、FO228/2507 Enclosure 2 in Consul-General Fraser's No. 94 of August 15, 1911, Aug. 14th, 1911.

(52) 「洋行與錢莊之交涉」(『申報』一九一一年三月九日)、「陳逸卿施累錢莊之瓜葛」(同一九一一年五月一一日)、「英領對於源利錢莊案之意見」(同一九一一年六月一三日)。こ

れらの記事には元豐錢莊、源利錢莊に對する債權の詳しい内容が記されていない。**表1**、**表4**にもこの記事に對應する債權額が記されていない。また、吳基榮が元豐錢莊の經理なのか股東なのかは不明。

(53) FO228/2507 B. Twyman to John N. Jordan No. 94 with 2 Enclosures, Aug. 15, 1911.

(54) FO228/2507 E. M. Fraser to John N. Jordan No. 45 with 8 Enclosures, Apr. 21, 1911; ibid., B. Twyman to John N. Jordan No. 94 with 2 Enclosures, Aug. 15, 1911;「洋商與劉問芻涉訟四誌」(『申報』一九一一年五月二四日)、「洋商與劉問芻涉訟五誌」(同一九一一年五月二七日)、「洋商與劉問芻涉訟近聞」(同一九一一年六月二〇日)。

(55)「怡和洋行亦不信陳逸卿矣」(『申報』一九一一年四月一三日)、「陳逸卿借用洋款之追索」(同一九一一年五月一三日)。

(56)「會訊陳逸卿案詳誌」(『申報』一九一一年七月一五日)、「斬除陳逸卿與正元兆康之葛藤」(同一九一一年七月二六日)、FO228/2507 Enclosure No. 6 in Mr. Fraser's No. 45 of April 21, 1911.

(57)「復訊洋商與陳逸卿之訴案」(『申報』一九一一年六月一〇日)。

(58) この事件の判決以降、外國人債權者からの請求が繰り返され、陳逸卿の債務償還が早められているし(「訂期覆訊錢莊倒帙案」『申報』一九一一年六月二七日)、イギリス領事館からはイギリス人債權者に關する資料が會審衙門に提供されている(「英領調查陳逸卿案情」〔同一九一一年七月九日〕)。

(59) "Shao Fong Bank *v.* Barlow & Co." (*ibid.*, July 1, 1911 pp. 48-52; July 15, 1911, pp. 174-5; July 22. 1911, pp. 240-1)。

(60) それゆえ被告側辯護人は、會審衙門のイギリス側補佐人だったガースティン副領事に對して會審衙門には、陳逸卿が破產した翌日に彼の全財產を押收處分する法的權限が與えられていたのか、また陳逸卿にはある特定の債權者(つまりこの事件の被告)だけに他の債權者とは別扱いする法的權利が與えられていたかを問い合わせている(「研究陳逸卿倒帳問題」〔『申報』一九一一年六月六日〕)。ガースティンがこれにどう回答したのかは『申報』にもイギリス領事報告にも記錄が殘されていない。しかし、この問い合わせが審理開始を遲らせたことは疑いない。起訴狀は三月二〇日に朗讀されながら、公判が始まったのは六月二六日だからである("Shan Tong Bank (sic.) and others *v.* Barlow & Co." *NCH*, Mar. 24, 1911, p. 740.)。

(61) "Shao Fong Bank *v.* Barlow & Co." *NCH*, July 1, 1911, pp. 48-9.

(62) "Shao Fong Bank *v.* Barlow & Co." *NCH*, July 1, 1911, p. 49.

(63) 六月二六日の公判に於ける Wang Cha-sung (漢字名不明)の證言 (*NCH*, July 1, 1911, pp. 49-50.)。

(64) "Shao Fong Bank *v.* Barlow & Co." *NCH*, July 1, 1911, pp. 49-52; July 8, 1911, p. 121.

(65) "Shao Fong Bank *v.* Barlow & Co." *NCH*, July 15,

1911, pp. 174–5.

(66) "Shao Fong Bank *v.* Barlow & Co." *NCH*, July 22, pp. 240–1.

(67) 『ノース・チャイナ・ヘラルド』に掲載された、この事件の裁判記錄及び關連記事は次の通り。"In the Matter of James Alexander Wattie (The Mixed Court)," *NCH* Oct. 7, 1911, pp. 54–5; Oct. 14, 1911, pp. 119–20; Oct. 21, 1911, pp. 186–7; "Wattie *v.* Tai Chia Pao and others" *ibid.*, Oct. 28. 1911, pp. 254–6. "Native Bank Orders," *ibid.*, Oct. 28, 1911, p. 193; "In the Matter of James Alexander Wattie (The Mixed Court)," *ibid.*, Nov. 4, 1911, pp. 321–5; "The Wattie Case (the Mixed Court)," *ibid.*, Nov. 25, 1911, pp. 549–50, Dec. 9, 1911, pp. 691–3; Dec. 16, 1911, pp. 767–8; Dec. 23, 1911, p. 839; "J. A. Wattie *v.* Tai Chia-pao, and the Cheng yuen (sic) Chao Kong and Chien Yu Banks (Judgement)," *ibid.*, Jan. 27, 1912, p. 263–5.

(68) FO228/2507 Enclosure No. 1 in Mr. Fraser's No. 66 of June 20th 1911; FO228/1812 Shanghai Chinese Enclosure No. 47 of 1911; 一九一一年一二月八日の公判に於ける戴嘉寶の證言 (*NCH*, Dec. 16, 1911, pp. 767–8); 判決の中の事實認定 (*ibid.*, Jan. 27, 1912, pp. 263–4)。

(69) FO228/2506 Pelham Warren to John N. Jordan No. 95 Dec. 9, 1910; ibid., Enclosures Nos. 1 to 9 in Consul-General Warren's Despatch No. 95.

(70) FO228/2506 Enclosures Nos. 10 to 15 in Consul-General Warren's Despatch No. 95.

(71) 「戴嘉寶尙圖詐賴耶」(『申報』一九一一年一月一八日); FO228/2507 E. D. H. Fraser to John N. Jordan No. 66, June 20, 1911; ibid., Enclosure No. 2 in Mr. Fraser's No. 66 of June 20th 1911; FO228/1812 Shanghai Chinese Enclsure No. 48 of 1911.

(72) FO228/2507 Telegram from Fraser to Jordan No. 40, June 16, 1911.

(73) 「罪魁不能逍遙自在矣」(『申報』一九一一年五月二〇日)、「戴嘉寶不得自由」(同一九一一年九月二一日)。

(74) FO228/2507 Enclosure No. 7 in Mr. Fraser's No. 45 of 21 st April 1911, Apr. 7, 1911; ibid., John N. Jordan to E. D. H. Fraser Telegram No. 46, June 15, 1911.

(75) 『申報』一九一一年六月一九日、「中西官會訊倒缺案件」(『申報』一九一一年六月二八日)、「戴嘉寶出外理帳之可慮」(同一九一一年七月二一日)。

(76) 九月九日公判で朗讀された起訴狀 (*NCH*, Oct. 7, 1911, pp. 54–5)。原文には九月二九日とあるが、他の公判の日附けから九日の誤りだと判斷した。

(77) 九月一八日公判での三錢莊辯護人による反論 (*NCH*, Oct. 21, 1911, p. 187)。

(78) 九月一八日公判での戴嘉寶の反論 (*NCH*, Oct. 28, 1911, pp. 254–5)。

(79) 一〇月二四日、三一日公判でのハンターの證言 (*NCH*,

Oct. 28, 1911, pp. 255–6; Nov. 4, 1911, pp. 323–4), 一〇月一八日公判での朱五樓の證言 (*NCH*, Nov. 4, 1911, pp. 321–3)°

(80) 一〇月一八日公判に於ける被告側反對訊問に對する朱五樓の證言 (*NCH*, Nov. 4, 1911, pp. 322–3)°

(81) 一一月〔日附け不明〕の公判でのガーステインの發言 (*NCH*, Dec. 9, 1911, pp. 691–3)°

(82) 一一月〔日附け不明〕の公判でのガーステインの發言 (*NCH*, Dec. 9, 1911, pp. 691–3)′ 一一月四日公判での原告側辯護人の證言 (*NCH*, Dec. 9, 1911, p. 693)°

(83) 一一月一五日の公判記錄 (*NCH*, Dec. 23, 1911, p. 839)°

(84) 判決主文 (*NCH*, Jan. 27, 1912, pp. 264–5)°

(85) FO228/2508 Wai Chiao Pu〔外交部〕to John N. Jordan, Nov. 20, 1912. 尤もこの競賣の結果は′ 思わしいものでなかったらしい (ibid., Copy of Letter to Senior Consul, Jan. 7, 1913)°

(86) 「洋商稟請開釋旗逃卿」(『申報』一九一二年一一月一三日) この要請がその後どうなったのか′ まだ史料を見い出していない°

(87) 徐鼎新・錢小明『上海總商會史 (1902—1929)』(上海社會科學院出版社′ 一九九二年) 九四—七頁′ 虞和平『商會與中國早期現代化』(上海人民出版社′ 一九九三年) 二〇二—七頁′ 前掲拙著 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860–1911*, pp. 164–5.

〔附記〕本稿は′ 一九九九年度東洋史研究會大會報告を大幅に加筆訂正したものであり′ 同年度早稲田大學特定課題研究費を受けた研究成果の一部である°

emperor. The reason for Xu Zhi-cai's compilation of the *Yao-dui* can be considered a result of fulfilling the duties of this office.

Heretofore it has been thought that the office of Shang-yao dian-yu was established in the period of the Northern Qi, but the origin can actually be traced back to the Chang-yao dian-yu 嘗藥典御 established by the order of the twenty-third year of the Tai-he 太和 era of the Northern Wei. The office of Shang-yao ju 尙藥局, Pharmaceutical Office for the Emperor, was first established in Chinese history during the Northern Wei when the post of Zhong-san 中散, which was exclusive to the Xian-bei 鮮卑 people, and which had been occupied by a person of special talents who would serve the ruler personally, was abolished.

All the medical policies incorporated into the systems of the Sui and Tang, which included, for example, national projects of compiling pharmacopoeias and medical works under the support of the Shang-yao ju and the Tai-yi shu 太醫署 (Medical Office), which were staffed by government bureaucrats, can be seen to have their basis in the medical policies of Xiao-wen di 孝文帝 and Xuan-wu di 宣武帝 of the Northern Wei. From the point of view of the relationship between medical practice and the state, the origin of the system and medical practices of the Sui-Tang can be seen in the history of the Northern Dynasties.

SINO-BRITISH DISPUTES OVER COLLECTING DEBTS IN SHANGHAI BEFORE THE 1911 REVOLUTION: AN ANALYSIS OF SEVERAL CIVIL CASES JUST AFTER "THE RUBBER STOCK FINANCIAL CRISIS" OF 1910

MOTONO Eiichi

This article is the second in a series three studies concerning the various activities of the "English-speaking Chinese" who sought to protect their private property in the period of unequal treaties in Shanghai during the years circa 1910. The main theme of this article is to reveal the

position of those Chinese merchants who sought to guard their own interests immediately after the rubber stock financial crisis of 1911 in the absence of private law 私法, and how some of them responded to the situation.

Immediately after the rubber stock crisis, the Shanghai Daotai 上海道臺, *Cai Naihuang* 蔡乃煌, accepted the proposal of Western banks for a 3,500,000 tael loan in order to carry out the pressing task as to stabilize Shanghai financial markets instead of collecting liabilities of Western mercantile firms from Chinese debtors. However, after receiving criticism from Qing central government officials and the local assembly of Jiangsu province, *Cai* and his successors changed their attitude. They tried to guarantee the liabilities to foreign firms using the confiscated property of the Chinese compradors, managers and proprietors of bankrupt native banks that had caused the financial crisis.

The proceedings of six civil cases analyzed in this article were adjudicated in the above context. The analysis of the above six civil cases reveals three facts. First, although there were quite a few Chinese in addition to foreign firms who claimed liabilities from the bankrupt native banks and compradors, the claims of the foreign firms were given first priority over Chinese claims due to the lack of a Chinese bankruptcy code, which would have defined an equitable right of lien for the Chinese creditors. Secondly, the conception that guarantors had a "responsibility to press debtors to pay their debts", which had been employed by Chinese guarantors to protect their property from the claims of foreign creditors since the economic crisis of 1883, was no longer effective. Finally, for the Chinese defendants in the above civil cases, their arrests, the confiscation of their property and even the judgement against them at the Mixed Court did not mean a fatal blow on personal level. Prior to their arrest, they sought the protection of the prominent politician, *Tang Shaoyi* 唐紹儀, took refuge in Macao, attained Portuguese citizenship in order to protect their own property and avoid arrest. Even if they were arrested, they openly went in and out of jail in broad daylight to dispose if some of their property which was supposedly under confiscation of the Mixed Court. The typical examples of such English-speaking Chinese who were thought to have caused the financial crisis were *Chen Yiqing* 陳逸卿 and *Tang Jingbo* 唐靜波 who ultimately had to rely on the corrupt Mixed Court

System towards which the impotent Qing government could not respond because it had not established its own private law system.

GHAZAN KHAN'S DETAILED ACCOUNT OF NOMADIC TRIBAL CONFEDERATION OF THE MONGOL EMPIRE

SHIMO Hirotoshi

Faced with imminent dissolution of the Ilkhanate, Ghāzān Khān determined that he would reflect on the strong unity of the tribal confederation and embarked on the compilation of a dynastic history simultaneously with the expedition against Syria. Ghāzān himself recounted in detail the long-term ties between the hereditary retainers, *nökör*, *amīr-i buzurg*, of the various Mongol tribes and the Chinggisid house in the Persian language *History of the Mongols*, *Tārīkh-i Mughūl*. The work is an utterly unique and extremely valuable source providing first-hand knowledge of the inner workings of the nomadic tribal confederation of the Mongol empire in the voice of a Mongol emperor himself, but the various scholars who have gone through the Persian text have failed to comprehend the fundamental structure of the tribal confederation. This has been due to the fact that they proceeded to consider the entire work without comprehending the meaning of the terms *buzurg*, the Chinggisid house, and *amīr-i buzurg*, hereditary retainers.

A close analysis of the long-term ties of the hereditary retainers and the Chinggisid house across the breadth of the Mongol empire reveals the following points.

- The strength of the bonds between the Chinggisid house and individual Mongol tribes was common to each urus of the Mongol empire, and the structure of the Mongol ruling class in each urus was nearly identical.
- Those who served the qa'an and khan, the Chinggisid house, and who held high-ranking and vital posts inherited from their ancestors, and were charged with the management of the urus were retainers from